

## 公告第 230 号

郡山市労働福祉会館ネーミングライツ・スポンサーの募集について、公募型プロポーザル方式により次のとおり実施する。

令和 7 年 8 月 1 日

郡山市長 椎根 健雄

### 第 1 公募型プロポーザルに付する事項

- 1 募集件名 郡山市労働福祉会館ネーミングライツ・スポンサー
- 2 募集内容 本市が所有する施設を有効に活用し、新たな財源の確保並びに施設の知名度、集客力及びサービスの向上を図ることを目的として、郡山市労働福祉会館に使用する愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する民間事業者等（以下「ネーミングライツ・スポンサー」という。）を募集する。
- 3 選定方法 公募型プロポーザル方式

### 第 2 応募資格

応募資格を有するものは、本市と関わりが深い法人格を有する団体とする。ただし、次の各項に掲げる条件に該当するものを除く。

- 1 郡山市広告掲載基準（平成 27 年 4 月 1 日制定）第 3 条に掲げる業種又は事業者
- 2 その他ネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしくないと市が判断したもの

### 第 3 募集要項等の閲覧

応募を希望する者は、郡山市労働福祉会館ネーミングライツ・スポンサー募集要項（以下「募集要項」という。）を次のとおり閲覧及び入手することができる。

- 1 郡山市ウェブサイト
  - (1) 期 間 令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで
  - (2) 時 間 終日（ただし、最終日は午後 5 時 15 分までとする。）
- 2 郡山市財務部公有資産マネジメント課（郡山市役所本庁舎 2 階）
  - (1) 期 間 令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで（郡山市の休日定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
  - (2) 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

#### 第4 実施スケジュール

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 1 質疑の受付期限               | 令和7年9月12日(金)    |
| 2 質疑への回答期限              | 令和7年9月19日(金)    |
| 3 申込書等の提出期限             | 令和7年9月30日(火)    |
| 4 審査委員会の開催              | 令和7年10月上旬(予定)   |
| 5 優先交渉権者の選定             | 令和7年10月下旬(予定)   |
| 6 ネーミングライツ・スポンサーの決定     | 令和7年11月下旬(予定)   |
| 7 ネーミングライツの行使開始(愛称使用開始) | 令和8年4月1日(水)(予定) |

#### 第5 応募方法

ネーミングライツ・スポンサーの申込希望者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

なお、第1項第6号及び第7号については、該当するいずれかの書類を提出するものとする。

##### 1 提出書類

- (1) ネーミングライツ・スポンサー申込書(様式1)
- (2) 誓約書(様式2)
- (3) 履歴事項全部証明書又はその写し(法務局で本公告日以降に発行された履歴事項全部証明書又はその写しを提出すること。)
- (4) 会社概要(任意様式)
- (5) 直近3年分の決算報告書(任意様式)(貸借対照表、損益計算書等。法人を設立してから3年未満の場合は、設立後の全ての決算報告書を提出すること。)
- (6) 納税情報確認同意書(様式3)(本店又は支店等が郡山市に所在する法人は提出すること。)
- (7) 納税証明書又はその写し(本店又は支店等が郡山市に所在しない法人は、ネーミングライツ・スポンサー契約を締結する本店又は支店等が所在する市区町村で本公告日以降に発行された直近2年度分の納税証明書(法人市区町村民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税及び入湯税)又はその写しを提出すること。)
- (8) 納税証明書(税務署様式その3の3で発行する法人税、消費税及び地方消費税)(本店所管の税務署で本公告日以降に発行された納税証明書又はその写しを提出すること。)
- (9) 募集要項の項目「12 敷地内看板」で愛称を表示する看板の新設箇所の提案をする場合は、希望する使用箇所の位置図、写真等を申込書と併せて提出すること。
- (10) 募集要項の項目「13 ネーミングライツ・スポンサー特典」(2) ネーミングライツに関する周知スペースの設置」及び「(3) 展示コーナーの設置」で新設箇所の提案をする場合は、希望する使用箇所の位置図、写真等を申込書と併せて提出すること。
- (11) 愛称のデザイン、設置方法等に関する資料がある場合は添付すること。

- 2 提出期間 令和7年8月1日(金)から令和7年9月30日(火)まで(市の休日を除く。)  
の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

- 3 提出部数 提出書類を各1部

- 4 提出先 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号  
郡山市財務部公有資産マネジメント課(郡山市役所本庁舎2階)

- 5 提出方法 提出先に直接持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留や特定記録等、配

達記録を確認できる方法により、提出期間最終日の午後 5 時 15 分までに提出先へ到着したものを有効とする。

- 6 その他 申込書の提出後に当該申込みを辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出すること。

## 第 6 募集要項に対する質疑応答

募集要項に対し質問がある場合は、募集要項等質問書（様式 4）を提出するものとする。

- 1 提出期間 令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 9 月 12 日（金）まで（市の休日を除く。）  
の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- 2 提出先 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号  
郡山市財務部公有資産マネジメント課（郡山市役所本庁舎 2 階）  
メール kouyushisan@city.koriyama.lg.jp  
ファクシミリ 024-931-3245
- 3 提出方法 提出先に直接持参、郵送、メール又はファクシミリのいずれかの方法で提出すること。郵送の場合は、提出期間最終日の午後 5 時 15 分までに提出先へ到着したものを有効とする。メール、ファクシミリの場合は終日受け付け、提出期間最終日は午後 5 時 15 分までに提出先へ到着したものを有効とする。
- 4 質問に対する回答 令和 7 年 9 月 19 日（金）までに質問者に対して募集要項回答書（様式 5）で回答し、原則として本市ウェブサイトに掲載する。
- 5 その他 提出期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は受け付けない。

## 第 7 優先交渉権者の選定方法

提出された申込書等は、郡山市広告事業実施要綱（平成 27 年 4 月 1 日制定）に基づき設置する郡山市広告事業審査委員会において審査を行う。その後、最も適正と判断する応募者を優先交渉権者として選定する。

## 第 8 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後に書面で通知する。

## 第 9 失格となる場合

応募した者が、本公告中第 2 に掲げる応募資格のうち、いずれかの条件に該当することが明らかになったとき。

## 第 10 その他

- 1 本公告に係る手続の詳細については、募集要項を確認すること。
- 2 申込書等の提出書類について虚偽の記載をしたときは、当該申込書等を無効とする。
- 3 申込書等の作成に要する費用は、申込希望者の負担とする。
- 4 その他不明な点については、郡山市財務部公有資産マネジメント課（電話 024-924-2051）まで問い合わせること。